

令和六年第二回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和六年一月二十三日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和六年第二回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

本日、澁澤委員は、オンラインで参加しております。

なお、本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議が成立していますことを申し添えます。

まず、次第の1、令和六年第一回定例会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。中村委員と鈴木委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、議案二件と事務局からの報告が十五件ございます。

それでは、次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 議案第一号 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

○渡部教育長 議案第一号につきまして、知久教育政策・生涯学習部長より提案理由の説明をお願いいたします。

○知久教育政策・生涯学習部長 議案第一号、世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則について御説明申し上げます。

本案は、令和六年度に新たな職の会計年度任用職員を任用するために改正する必要があるものでございます。

二ページにお進みください。副校長に集中する業務負担の軽減等を行うため、区立小・中学校において副校長を直接補佐する新たな職として、副校長補佐を新設いたします。なお、昨年十一月の定例会において、令和六年度から日勤講師を新設する趣旨の規則改正を行いました。今回の副校長補佐の新設も施行日が同じになることから、事務手続き上、十一月の規則改正の内容をさらに改正することとしたものでございます。

改正後の規則の施行日は、公布の日でございます。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、議案第一号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 議案第二号 区議会提出議案に関する意見聴取（財産（世田谷区立池之上小学校新校舎用一般什器、備品等）の取得）

○渡部教育長 議案第二号につきまして、小泉学校教育部長より提案理由の説明をお願いします。

○小泉学校教育部長 議案第二号、区議会提出議案に関する意見聴取（財産（世田谷区立池之上小学校新校舎用一般什器、備品等）の取得）について御説明いたします。

本件は、令和六年第一回区議会定例会に契約議案として提出予定であり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十九条の規定に基づき、区長から意見を求められたので、御審議いただくものでございます。

資料四ページを御覧ください。現在改築工事中の池之上小学校の新校舎用の一般什器、備品等を購入する契約をするものでございます。令和五年十二月二十五日に指名競争入札を行い、契約金額は九千二百七万八千五百五十八円で、契約の相手方は株式会社ハラジマで、納期は令和六年八月三十日でございます。

六ページ目に、参考として入札経過調書を添付しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、議案第二号について採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和五年第四回区議会定例会（代表・一般）における主な質問について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和五年第四回区議会定例会における主な質問につきまして御報告をさせていただきます。

資料一ページの1、議会日程等を御覧ください。令和五年第四回区議会定例会でございますが、代表質問は十一月二十八日から二十九日、一般質問は十一月二十九日から三十日にかけて行われました。全ての質問及び答弁につきましては

ては、区のホームページ上で閲覧が可能となります。参考までに、第四回区議会定例会における教育領域の主な質問、答弁の要旨を本日の資料二ページから四ページの別紙にまとめてございますので、後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2) 区立幼稚園、小学校及び中学校の卒業（修了）式・入学（園）式の日程について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 区立幼稚園、小学校及び中学校の卒業（修了）式・入学（園）式の日程について御説明をさせていただきます。

それぞれの日程につきましては、資料記載のとおりとなっております。式の参加者につきましては、昨年度に引き続き、今回も一律の制限は設けず、地域等の来賓は参加可能といたします。ただし、来賓者の紹介は簡略化するなど、園児や児童・生徒の活動を最優先といたします。なお、教育長や教育委員の皆様、教育委員会事務局管理職につきましては、令和元年度の卒業式——こちらは令和二年三月でございましたが——より参加を見合わせておりましたが、今回より参加することといたしますので、改めて調整をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(3) 令和五年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果（案）について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いいたします。

○井上教育総務課長 それでは、令和五年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果（案）につきまして御説明をさせていただきます。

本件につきましては、資料一ページの1、これまでの経緯に記載のとおり、昨年六月に実施方針及び学識経験者の委嘱を議決いただきまして、昨年十一月以降、三回にわたり、教育委員の皆様から様々な意見等をいただいております。

本日お配りいたしました報告書（案）につきましては、資料右上のページ番号で七三ページから七五ページに、学識経験者からの御意見を加えたものとなります。なお、三回にわたります点検・評価の中で、教育に関わる貴重な御意見等を教育委員の皆様からいただいております。今後、いただいた御意見も十分踏まえまして、教育施策を推進してまいります。

今後の日程につきましては、二月九日の第三回教育委員会定例会で御審議をいただき、決定させていただきたいと存じます。その後、区議会文教常任委員会に報告いたしまして、区議会へ報告書を提出させていただきます。

説明につきましては以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方について、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方について御報告をいたします。

主旨を御覧ください。学校に設置されております屋外プール施設につきましては、整備や維持管理に多くの経費を要し、その利用は一年を通して夏季のみに限られております。また、昨今の猛暑や豪雨などの気候変動によりまして、計画的な水泳授業の実施が難しくなっているなどから、今後のプールの在り方の検討を進めまして、今回まとめたので、御報告をいたします。

御説明については、概要版でさせていただきたいと思えます。四ページにお進みください。検討の視点といたしましては、下の四行でございます。一、水泳授業の継続、二、プール稼働率の向上、三、維持管理コストなど、こういった複数の視点を持って取りまとめております。

五ページにお進みいただきまして、前提といたしまして、水泳授業は、身体的な発達を促す教育的な効果が期待されること、水難事故防止の観点からも効果的であることなどから、今後も必要であるとしております。

七ページにお進みください。世田谷区では、この間、水泳授業について、自校以外のプール施設の活用や水泳指導の委託化など、二つのモデル事業を実施しております。記載の内容がモデル事業でございます。

このモデル事業を行っている二校の児童、教員、保護者へ行ったアンケートの抜粋が次のページにございます。屋内プールは、児童、教員、保護者ともに満足度は高く、水泳授業の委託は保護者から望む声が多い反面、教員からは回数や時間割の調整等に課題があるとの指摘がございます。また、移動中の児童・生徒の安全面の課題があるとの声を多くいただいているところでございます。

次のページに総評がございます。こうしたモデル事業の総評といたしまして、自校以外のプールを利用する場合につきましては、水泳指導の委託化や移動中の安全対策の強化が必要であるとまとめております。

次の一〇ページにお進みいただきまして、施設面では、この間、低コストでプールの稼働期間を延ばし、複数校で利用できるプールの検討を進めまして、新たに簡易温水プールを加えて検討しております。簡易温水プールは真ん中のものですが、簡易温水プールとは、プールを室内に配置いたしまして、天候の影響を防ぎ、夏季以外ではプールの水を補助的に加温いたしまして、利用期間を拡大して、複数校で利用できる施設でございます。

ライフサイクルコストの面が次のページにございます。ライフサイクルコストの面でも経費の削減を見込むことができる施設となっております。

一四ページにお進みください。簡易温水プールを設置する共同利用の候補校は、抽出条件といたしまして、建築年数や区民利用の状況、児童・生徒の移動距離などを踏まえて設定しております。図の七グループが今回共同利用の候補校となっております。

一八ページにお進みいただきまして、その他、共同利用以外の学校プールの暑熱対策や夏季水泳指導の根本的な見直しの必要性なども記載しております。今後の学校改築等におけるプール施設整備及び水泳授業に当たっては、これに沿って進めてまいります。

報告については以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5)世田谷区立砦小学校改築再整備方針について、本件に関して、高野教育

環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 それでは、世田谷区立砧小学校改築再整備方針について御説明をいたします。

1の主旨を御覧ください。砧小学校は、国分寺崖線上に立地しております。高低差から周囲は擁壁で構成され、敷地の一部は土砂災害特別警戒区域等が指定されており、周辺の道路幅員が狭く、難工事が想定されております。また、砧小学校は成育医療研究センターに近く、医療的ケア児を幼稚園から小学校、新BOPまで一貫して受け入れるモデル校として位置づけております。砧小学校につきましては、令和二年度及び令和四年度の二度にわたり、設計施工一括発注方式で事業者選定プロポーザルを実施いたしました。不調及び参加辞退によりまして事業者選定に至りませんでした。そのため、これまで事業者選定に至らなかった理由を分析いたしまして、改築整備方針を見直し、改築再整備方針を取りまとめたので、報告させていただくものでございます。

2の過去のプロポーザル不調及び辞退の要因ですが、主な要因といたしましては、令和二年度は擁壁の造り替えの難易度が高く、再整備の提案がなかったこと、令和四年度は急激な物価上昇や計画期間の長い本事業に対して、数年前を見通した受注によるリスクを避けたこと、また、一部擁壁が近隣住宅と近接しておりまして、難工事が想定されたことなどが要因となっております。こういった要因を取り除くため、新たな視点で再整備方針の見直しを行いました。二ページにお進みいただきまして、3、(1)の工期短縮の検討でございます。この間、学校敷地周辺の道路整備が進みまして、新たなルートを活用して、プールの先行解体、仮設校舎の建設が可能となりまして、幼稚園と学校を一回で建て替える計画といたしました。これによりまして、約二年の工期短縮を見込んでおります。

次に、(2)一部既存擁壁の再検討では、既存擁壁が近隣の住宅に近接してお

りまして、調査、工事が困難でしたが、今回は、既存擁壁を残しまして、敷地内に新たな壁を造ることで隣接地への影響を回避した計画となっております。結果的には、コスト削減、工期短縮、近隣負担の低減につながっております。

(3)では、その他の不確定要素の解消といたしまして、本方針では、基本設計を先行して実施いたしましたして、計画の精度を高め、その後、実施設計と工事を併せたデザインビルドプロポーザルを実施することといたしまして、一定程度、計画に具体性を持って発注することによりまして、事業者のリスクを低減する手法といたしました。

4の再整備方針(案)の概要を御覧ください。延べ床面積は九千七百平米となっております。

三ページにお進みいただきまして、主な諸室等は記載のとおりでございます。

(3)、(4)の医療的ケア児及びZEB化対応につきましては、今後、それぞれのガイドラインや指針に沿って、計画の中で反映してまいります。

(5)の整備手法でございます。幼稚園を含めた全改築といたします。仮設は、体育館以外の仮設校舎、仮設園舎を建設いたします。校庭等につきましては、工事期間中においても一定規模の専用スペースを捻出いたします。プールについては、砧中学校のプールの共同利用を想定し、今後、調整を進めてまいります。発注につきましては、基本設計終了後、実施設計及び工事を併せたデザインビルド方式といたします。

次のページにお進みいただきまして、⑤の地域開放につきましては、将来の地域開放を見据えてゾーンやエリアを区分し、物理的に区画できるように調整をいたします。

(6)の事業費でございます。約八十二億六千万円でございます。内訳につき

ましては記載のとおりでございます。以下の米印のところ増額要素を記載しております。なお、経費につきましては、基本設計でさらに精査をしております。

施設維持管理経費については、(7)の記載のとおりでございます。

5、改築スケジュールでございます。令和六年度、基本構想の見直しと基本設計から取り組みまして、令和七年度、デザインビルド方式による事業者選定、令和八年度以降の工事着手を予定しております。

6の今後の予定につきましては、二月の文教常任委員会で御報告をしております。

御説明については以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)世田谷区立奥沢中学校改築基本構想について、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 それでは、世田谷区立奥沢中学校改築基本構想について御説明をいたします。

1の主旨でございます。世田谷区立奥沢中学校につきましては、令和四年度にまとめました整備方針におきまして、中学校を全面改築し、あわせて、学校敷地内に区立児童館と道路を整備することとしております。これを踏まえまして、基本構想を取りまとめましたので、決定するものでございます。

2の基本構想（案）の概要を御覧ください。(1)の基本的な考え方といたしまして、六点ほどございます。一点目、校舎配置といたしましては、北校舎、南校庭とする。二点目は、児童館の早期整備、三点目、地域開放として、体育

館、格技室、校庭、地域・学校会議室に加えて、新たに図書室及び多目的ルーム等の活用を図るとしております。四点目は、現在は形態がございませんが、改築を機に敷地内の区道及び区管理道路を整備いたします。整備に当たっては、児童・生徒の通行が想定されますので、安全面に配慮した計画といたします。五点目は、仮設校舎は、改築中の運動スペースを確保するため、既存校舎寄りに建設いたしまして、三階建てといたします。六点目は、発注方式は、設計施工分離発注方式といたします。

続いて、(2)の計画の概要でございます。敷地概要等については記載のとおりでございます。

二ページにお進みください。建物概要で、整備後の面積が整備方針時に比べて大きくなっておりますが、これは、当初、屋上に設置をする予定でしたプールを遮熱対策や近隣校との共同利用も見据えまして、屋内プールとしたため、その分の面積が加算されております。③の主な諸室等については記載のとおりでございます。

次に、計画の特色でございますが、こちらは、図面を用いて御説明をさせていただきます。六ページにお進みください。左に配置平面図がございます。配置図で、左の上のほうに、赤の一点鎖線で囲われている白塗りの部分がございます。こちらが、現在はプールでございますが、児童館を整備する敷地でございます。学校と児童館の間を通ります東西の道路が今回付け替え整備する区道となります。道路と児童館によって学校が使える敷地が減ることになります。現在三階建ての校舎を改築後は四階建てといたしまして、また、プールと体育館を重ねることで敷地の有効活用を図ってまいります。校舎の東西エリアは児童館との距離が近く、地域に開かれたゾーンとして、地域利用専用出入口を設けるとともに、図書館や多目的ルーム、地域・学校会議室など、地域利用を想定したレイアウトとしております。地域開放につきましては、二階にある

音楽室までを現在は想定しております。また、1階には、特別支援学級等を新設いたしましたして、別室登校用のほつとルームも、一階の一般生徒との動線とは重ならない位置に設けてまいります。

お手数ですが、七ページにお進みください。児童館配置計画・平面計画図（案）でございます。児童館の建物は、可能な限り館庭の広さを確保するため、総二階建てといたします。館内は長期間にわたっての運用を想定いたしまして、フレキシブルに利用できるよう活用スペースをゾーニングしております。

お手数ですが、四ページにお戻りください。下の概算経費でございます。約五十九億七千万円となっております。ZEB化等にかかる費用については、工事費に算入済みでございます。具体的な検討は、今後の設計の中でさらに精査してまいります。

最後に、五ページ、今後のスケジュールを御覧ください。二月の文教常任委員会でご報告させていただきました、三月に住民説明会を予定しております。その後、令和六年度、令和七年度に基本設計、実施設計を進めまして、仮設校舎の整備から工事に着手いたしましたして、令和九年度には、児童館と第Ⅰ期の校舎棟の竣工を予定しております。令和十一年度に全て竣工という予定となっております。

説明については以上でございます。

○渡部教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長　それでは、次に進みます。

(7)世田谷区立弦巻中学校校舎棟改築に伴う仮設校舎建設及び改修工事について、本件に関して、池田教育政策・生涯学習部副参事（教育施設担当）より

説明をお願いします。

○池田教育政策・生涯学習部副参事（教育施設担当）　それでは、世田谷区立弦巻中学校校舎棟改築に伴う仮設校舎建設及び改修工事について御説明いたします。

主旨を御覧ください。弦巻中学校の改築は、北側にある校舎棟を中心に改築し、体育館棟とプール棟は改修しながら既存活用してまいります。現在は基本設計中でございますが、先日、地盤の調査結果によりまして、仮設校舎にいくが必要となりました。また、ZEB指針に伴う改修工事を一部前倒して行うことが生じたことから、これら二件を基本設計（案）に先行して御報告するものでございます。

続いて、経緯です。基本構想の段階では、本年六月から賃貸借契約締結を計画しておりましたが、地盤調査の結果、軟弱な地盤であることが判明し、その対応策として、くい打設を行います。工事期間は約二か月程度を要します。また、太子堂調理場の受入れが難しいことから、仮設の給食室を設置することとしております。給食室の移設準備期間の確保には、夏休みの引越しが必須となります。当初の予定よりも早く賃貸借契約を結ぶ必要があります。

次に、(2)令和六年度改修工事についてです。改修工事は、令和六年度、令和八年度、令和九年度の三回を計画しております。令和八年度の大規模改修工事でZEB化への対応を行うことを想定しておりました。

資料二ページをお願いいたします。しかし、基本設計で検討していく中で、令和六年度の諸室転用改修工事の際に同一諸室のZEB化の工事を併せて実施することにより、経費抑制や学校運営の負担軽減につながることが判明したため、ZEB化の工事を令和六年度に前倒して実施いたします。加えて、工事資材であるサッシ等の納期が延びていることから、夏休み期間に大部分の工事を終えるためには、令和六年五月までの契約が必要となります。以上の理由によ

り、くいを打設して仮設校舎を建設することと、令和六年度改修工事においてZEB化の工事を前倒して実施することを、基本設計（案）に先行して御報告します。

次に、3、仮設校舎計画の概要については、記載のとおりとなっております。配置計画、平面図につきましては、後ほど、別紙1の四ページ、五ページを御参照ください。仮設校舎には、普通校舎、特別支援教室、管理諸室等を配置いたします。

(3)基礎形式について、地盤調査の結果、深さ七メートルから八メートル程度までの地盤が弱く、そのため、くいとしては九メートルの鋼管ぐいが必要となります。

次に、4、令和六年度改修工事の概要についてですが、体育館棟及びプール棟を活用し、特別教室の集約等を行ってまいります。部屋の変遷につきましては、後ほど、別紙2の六ページを御参照ください。集約により、仮設校舎の規模の抑制を図ってまいります。

資料三ページをお願いいたします。次に、5、概算経費でございます。約十億九千万円となります。内訳につきましては、仮設校舎の経費で約九億円、うち、くいの工事で約七千万円、令和六年度改修費で約二億九千万円、うち特別教室の集約等工事で約二億七千万円、ZEB化工事で約二千万円となります。

最後に、今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりとなっております。

御説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(8)第三次世田谷区立図書館ビジョン（案）について、本件に関して、齋藤中央図書館長より説明をお願いします。

○齋藤中央図書館長 それでは、第三次世田谷区立図書館ビジョン（案）について御説明いたします。

一 ページ目を御覧ください。1の主旨でございますが、第二次世田谷区立図書館ビジョンの計画年度が今年度で終了することを受けて、これまで第三次図書館ビジョンの検討を進めてまいりました。八月には図書館ビジョンの素案を取りまとめ、その後、区民意見募集を行い、いただいた意見を踏まえて策定検討委員会での検討を行い、第三次世田谷区立図書館ビジョン（案）として取りまとめいたしましたので、御報告いたします。

2の「第三次世田谷区立図書館ビジョン（案）」について、(1)計画の位置づけ・計画期間については、記載のとおりでございます。

次に、(2)区民意見募集の実施結果につきましては、二ページの別紙1、「第三次世田谷区立図書館ビジョン（素案）」に関する区民意見募集の実施結果についてを御覧ください。

意見募集期間につきましては、令和五年九月十五日金曜日から令和五年十月六日金曜日まで実施し、意見提出人数および件数は、意見提出人数が十一名、寄せられた意見は全部で四十九件でした。寄せられた意見の中で特に意見が多かったのは「基本方針2 子どもの健やかな成長を支える図書館」についてが十三件、次に多かったのが「基本方針6 専門性と効率性を両立した運営体制」についてが十二件ありました。これらの寄せられた意見やその趣旨については、第三次図書館ビジョン（案）に追記いたしました第5章の行動計画策定に当たって参考、反映をいたしました。寄せられた意見、提案の概要及び区

考え方につきましては、三ページ目から九ページ目までに記載されておりますので、後ほど御確認をお願いいたします。

また、区民意見募集のほかに、子どもからの意見を聞く機会として、図書館ビジョンの策定検討委員会の委員として御参加いただきました、世田谷中学校の前田校長先生の御協力をいただき、世田谷中学校の図書委員の生徒から意見を伺いました。そこで寄せられた意見では、中高生専用の自習ができる場所があると図書館に行きやすいとか、席が少ない、利用したくても空いていないことが多いので、増やせるとよいなどの意見をいただきました。

次に、(3)第三次世田谷区立図書館ビジョン（素案）からの主な変更点につきましては、資料一〇ページの別紙2に記載しておりますが、大きいところは、資料一七ページに記載してあります行動計画案を図書館ビジョンの中に組み入れることとし、資料五一ページに第5章として記載をしております。また、資料七七ページからは資料編も追加しております。

ビジョンの中の記載では、資料三一ページ、基本方針2、施策の方向性(2)、素案では読みづらさを抱える子どもたちに対するサービスを、読みづらさを抱える子どもだけではなく広く対象を明確にするため、案では図書館利用に困難を抱える子どもに対するサービスに変更するとともに、同様に、三二ページの基本方針4、(1)、素案では障害があっても利用しやすい資料とサービスの充実とした案を、案では様々な特性等に対応した資料とサービスの充実に変更いたしました。その取組み項目の内容の整理を行いました。それ以外の素案からの変更点につきましては、一〇ページからの別紙2、第三次世田谷区立図書館ビジョン（素案）からの主な変更点を御参照してください。主なところでは表記揺れの修正や文章を分かりやすく理解するために、文章を修正しております。

次に、(4)第三次世田谷区立図書館ビジョン（案）の内容ですが、資料一九

ページ、別紙3の第三次世田谷区立図書館ビジョン（案）を御参照ください。先ほど御説明いたしました、素案から案に変更になった段階で行動計画案を作成し、第5章として追記いたしました。

具体的な記載内容につきましては、二〇ページに記載しております目次を御覧ください。第1章、世田谷区立図書館ビジョンの概要、第2章、世田谷区立図書館の現状、第3章、第三次図書館ビジョンの基本的考え方、第4章、第三次図書館ビジョンの事業方針、第5章、行動計画、最後に、資料編という構成になっております。

最後に、今後のスケジュールの予定ですが、令和六年二月に開催される文教常任委員会に図書館ビジョン（案）を報告し、三月に第三次世田谷区立図書館ビジョンを策定する運びとなっております。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(9) 改築後の梅丘図書館における指定管理者制度の導入について、本件に関して、齋藤中央図書館長より説明をお願いします。

○齋藤中央図書館長 それでは、改築後の梅丘図書館における指定管理者制度の導入について御説明いたします。

まず、1、主旨でございます。第三次世田谷区立図書館ビジョン（案）の基本方針の一つに、専門性と効率性を両立した運営体制を掲げ、改築や大規模な改修を実施する地域図書館など、自由度の高い図書館サービスの充実を図る場合は、あり方検討委員会報告書に基づき指定管理者制度の導入を選択肢として

検討することとしております。

改築工事により令和七年度に管理運営を開始する梅丘図書館につきましては、カフェエリア設置によるサービスなど、これまでの区立図書館で展開していない新たな各種図書館サービスの充実を図ってまいります。こうした取り組みは、民間事業者が持つ柔軟な発想やノウハウを生かした最も効果的な事業実施が期待できることや、梅丘図書館の運営に関する実績等を踏まえ、指定管理者制度を導入することといたします。

なお、当該制度の導入に当たりましては、令和六年度に事業者を選定し、事業者のノウハウやアイデアを各種図書館サービスの取組みに反映してまいります。

続いて、2、運営体制について御説明いたします。まず、(1)指定管理者制度の導入です。

これまで梅丘図書館では、令和元年度から一部業務委託による運営を開始し、民間活用による図書館サービスの充実を図ってまいりました。改築工事後は、カフェエリア設置に伴う新たなサービス展開や中高生世代の居場所づくりなどをさらに進めていくことから、民間事業者の柔軟な発想やノウハウを生かした効果的な自主事業の展開等が期待できる指定管理者制度を導入いたします。

次に、(2)改築後の指定管理者による運営の想定ですが、開館時間・休館日につきましては、改築後も現状と同様の開館時間・休館日を継続し、開館時間は九時から二十一時まで、日曜・月曜・祝日は二十時まで、休館日は毎月第三木曜日の館内整理日と特別整理期間（四日程度）を想定しています。また、職員数は三十名程度と想定しています。

続いて、(3)指定管理者制度導入の視点につきまして、指定管理者が運営することで、改築後の梅丘図書館ならではの取組みを推進してまいります。

まずは、①羽根木公園と一体となった図書館運営でございます。羽根木公園とブリッジを通じて自由に行き来することができ、テラスでの読書など、オープンエアの環境を生かした昼夜を問わない様々なイベントや、図書館の枠にとられない新たな学びの場の創出につなげてまいります。

次に、②カフェエリアの取組みです。図書館の一階に、フロア最大のスペースであるカフェエリアを設け、誰もが気軽にくつろげるような居心地のよい空間とします。カフェエリアでも図書館内の資料を持ち込んで飲食できるような運営や様々な交流・イベントなどを行い、図書館をあまり利用しない方に向けた利用促進を図ってまいります。

続いて、③地域特性を生かした学びの支援です。梅丘の地域には、特別支援学校やうめとぴあなどがあり、これまでも福祉・医療の常設展示コーナーや布絵本の収集・貸出しを行ってまいりました。こうした地域資源と協働、連携した福祉のまちづくりにふさわしい図書館サービスをより一層展開してまいります。

最後に、④中高生世代の居場所づくりです。第三次世田谷区立図書館ビジョン（案）の行動計画に中高生世代の居場所づくりを位置づけており、改築後の梅丘図書館では様々な諸室・エリアを設ける予定です。こうした諸室等を効果的に活用し、他自治体での実施事業なども参考に、民間事業者のノウハウを生かした中高生世代のサードプレイス、居場所づくりを推進してまいります。

続いて、3、所要経費（概算）となります。まず、令和七年度のインシヤルコストですが、①什器経費としましては、川場産木材を活用した什器や閉架書庫など、約一億五千万円となります。②開館準備経費としましては、支援業務委託や資料購入等含めて約四千万円。③仮事務所運営経費として、令和七年四月から開館までで約三千五百万円を見込んでおります。

次に、ランニングコストになります。指定管理料として、年間約二億円を見

込んでいます。なお、カフェの運営につきましても、指定管理者への行政財産の使用許可により行い、障害者雇用を取り入れたカフェ運営も視野に、今後の運営形態を検討してまいります。

最後に、4、今後のスケジュールです。資料に記載のとおりとなりますが、今後、五月から指定管理者候補者の公募・選定を行ってまいりたいと考えております。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(10)教育総合センターの日曜開館について、本件に関して、加藤教育相談課長より説明をお願いします。

○加藤教育相談課長 教育総合センターの日曜開館について御報告いたします。

初めに、1の主旨でございます。教育総合センターの利用者、来館者は、開館当初から着実に増加しております。区民交流エリアの利用者に至っては、開館当初に比べ四倍以上に増えております。また、区民や利用者から、日曜日の開館希望の声も多数寄せられております。こうした状況を踏まえまして、現在、新たに日曜日にも施設を開館し、新たな区民利用の促進を図ることを検討しております。その内容について報告させていただきます。

2の日曜開館実施内容及び開放するエリアでございます。開始時期は、令和六年四月より、開館時間は九時から十七時まででございます。休館日は毎月第二日曜日と祝日及び年末年始となります。

(2)開放するエリアでございます。二ページ目を御覧ください。別紙、日曜

開館で開放するエリアを御覧いただければ、太線で囲っている部分につきまして、日曜日に開放するエリアとなっております。

一ページにお戻りください。3の来館者数の推移でございます。一日平均の区民利用者数は、①に記載のとおりです。年度ごとの利用者については、②の表にお示しのとおりでございます。

続きまして、二ページを御覧ください。4の概算経費です。記載した表は、現行経費と日曜開館後の経費との差額をお示したものとなっております。

5の今後のスケジュールでございますが、二月の文教常任委員会でご報告後、三月の教育委員会定例会にて、休館日の変更に伴う規則の改正について諮りまして、四月から日曜開館を開始する予定でございます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(11)世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等における基本的な考え方について、本件に関して、加藤教育相談課長より説明をお願いします。

○加藤教育相談課長 それでは、世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等における基本的な考え方について御説明をいたします。

右肩番号、一ページ目を御覧ください。1の主旨ですが、令和五年十二月一日の文教常任委員会にて、学びの多様化学校（不登校特例校）の開設に向けて検討を進めるため、世田谷区立学びの多様化学校（不登校特例校）等基本構想策定委員会の設置について御報告をしたところでございます。これを受けまして、このたび第一回の策定委員会を実施しまして、策定委員会の議論を踏まえ、学びの多様化学校等における基本的な考え方をまとめましたので、御報告

するものがございます。また、今後、この基本的な考え方により、引き続き策定委員会において基本構想を検討してまいります。

2の策定委員会の実施についてでございます。令和五年十二月十五日午後三時三十分から、会場は教育総合センターで行いました。

(3)策定委員会委員の構成につきましては、御覧のメンバーとなっております。

(4)主な議題でございます。策定委員会設置の趣旨について説明した後、世田谷区における不登校の現状及び不登校特例校分教室「ねいろ」の取組み概要について説明し、その上で、分教室「ねいろ」の校長からパワーポイントの写真入り資料をスクリーンに投影して取組み内容を説明し、委員の皆さんに理解を深めていただく時間をつくりました。最後に、学びの多様化学校の基本的考え方を事務局より説明した上で、委員の皆様から御意見を伺っております。

次に、3、第一回策定委員会の主な内容についてでございますが、(1)の学びの多様化学校（不登校特例校）分教室「ねいろ」の成果と課題につきまして御覧のとおりですので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、右肩番号、二ページ目を御覧ください。中段、(2)新たな学びの多様化学校等に関する各委員からの主な意見についてを御覧ください。委員の御意見の主なものを記載してございます。①設置につきましては、ニーズが増加する中で分教室「ねいろ」の課題を解決できることから、本校設置は必須であること。②学びの多様化学校のあり方については、不登校の子どもだけを対象とする学校でよいのか、広い視野に立った、多様な学びの学校づくりを強調した学校にしてほしいことなどの意見をいただいております。また、③全区的な視点については、学びの多様化学校の柔軟な学習内容を他の学校にも影響を与えることができること、また、分教室「ねいろ」の探求ねいろタイム等の探究的な思考力、判断力、表現力を養う取組みをどの学校でも実施しやすくか

つ効果が高いものから広げていくとよいのではないか等の御意見をいただいております。④の機能につきましては、子どもの居場所の確保など、複合的機能の整備の視点も必要である、また、スクールカウンセラーの配置や通ってくる生徒だけでなく、誰でも相談できる教育相談機能もあるとよい。⑤設置場所につきましても、複合的な機能整備の視点から考えてどのような場所が最適か、必要かを考えるべきである。現状において、旧北沢小学校が一つの候補地として考えられるとよい等の御意見がございました。

右肩番号、三ページ目を御覧ください。4の学びの多様化学校等設置の基本的な考え方については、教育委員会事務局として、学びの多様化学校本校設置における基本的な考え方をまとめました。基本的な考え方は五項目ございます。

(1)設置につきましては、新たな学びの多様化学校は本校として新設する、また、増え続ける不登校児童・生徒のニーズに対応するため、可能な限り早期に開設する。

(2)位置づけにつきましては、学校教育法第一条に該当する学校として、不登校支援の研究、実践を推進し、世田谷区立学校のモデル校とする。不登校相談窓口を併設し、在籍していない不登校の児童・生徒や保護者、卒業後の生徒が必要とする相談や支援を受けられる全区的な拠点とする。各学校が子どもたちが通いやすい魅力ある学校となるために、全区的な拠点となる学びの多様化学校をモデルとして実践を広めていく。

(3)学びの内容は、登校という結果のみを目標とするのではなく、生徒自らの進路を主体的に捉えて、一人一人の生徒の個性に合わせた多様な学びを行い、社会的に自立をすることをめざす。基礎的な学習内容の定着を図りながら、芸術や文化、科学等、生徒の興味関心に基づく多様な学びの時間を確保する。

(4) 機能では、校長等の管理職や教職員の体制の下、校舎や校庭、体育館等の施設を備え、多様な学びを展開できる学校として設置する。ほっとスクールや学びの多様化学校、子どもたちが集える場など、多様な子どもたちの学びの場や居場所となるような複合的な施設とする。

(5) 設置場所については、旧北沢小学校を候補地とする、以上の内容で基本的な考えをまとめました。

次に、5、基本構想策定に向けた今後の進め方を御覧ください。今後、学びの多様化学校は、多様な学びときめ細かい対応がより実現しやすい本校設置を前提として、不登校の未然防止につなげることをめざし、その取組みを区内全校に還元していくこと、また、あわせまして、学びの多様化学校の設置場所につきましても、旧北沢小学校を候補地とすることに伴って、今後、旧北沢小学校の後活用検討のための庁内会議体を設置しまして、基本的な考え方も踏まえた検討を進めることとしております。

6の今後のスケジュールにつきましては、御覧のとおりです。

御説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(12) 「不登校支援ガイドライン（案）」について、本件に関して、加藤教育相談課長より説明をお願いします。

○加藤教育相談課長 それでは、「不登校支援ガイドライン（案）」について御説明をいたします。

1の主旨でございます。教育委員会では、第二次不登校支援アクションプランの中で、不登校支援ガイドライン——以下、ガイドラインという——の作

成、運用を位置づけまして、策定を進めております。令和五年十一月に本ガイドライン（素案）について報告をしたところでございます。その後、児童・生徒、保護者への意見募集を実施し、意見を反映し、不登校支援ガイドライン（案）について取りまとめたので、御報告するものでございます。

2の意見募集についてですが、ガイドライン（素案）報告後、令和五年十一月末より意見募集を行いました。ガイドライン（素案）の内容について、区立小・中学校に在籍する児童・生徒及び保護者を対象にタブレット端末及びすぐるを活用し、オンライン回答による意見募集を行い、ガイドライン（案）に反映をさせたところでございます。意見募集の実施状況につきましては、意見募集期間、調査対象、意見募集方法については記載のとおりでございます。また、④意見募集による有効回答者数については、児童・生徒千八十八名、保護者二百二十三名ございました。

次に、3の意見募集等によるガイドライン修正についてでございます。(1)の意見の内訳でございますが、意見の合計千五百五十八件をいただいております。ガイドライン内容に反映したものが二件、ガイドライン策定の考え方の参考にしたものが五十七件、教育委員会への意見として参考としたものが百六十四件、学校等への意見として参考としたものが九百六十八件、その他意見が三百六十七件となっております。

右肩番号の三ページを御覧ください。こちらは、意見募集の内容をまとめております。2の意見内訳について、御覧のような内訳となっておりますので、こちらは後ほど御覧いただければと思います。

次に、右肩番号、五ページ目を御覧ください。こちらには、不登校支援ガイドライン（素案）への意見の主なものを掲載してございます。ガイドラインの内容そのものというよりも、学校、また教育委員会、ガイドライン策定に対する感想といった御意見が中心となっております。

児童・生徒からの意見では、学校への意見として、先生にもっとお話を聞いてほしい、できるだけ肯定して褒めてほしい、児童・生徒に対して平等に対応してほしいなど、学校生活に関することとしては、お楽しみ会など、みんなが楽しめる行事がもっとほしい、休み時間を長くしてほしい、授業・勉強に関すること、授業をもっと楽しくしてほしい、レベルに合った授業にしてほしい等がございました。いじめ・悪口・暴力に関することでは、いじめや悪口のない学校にしてほしい、いじめや困っていることにもっと目を向けてほしいなど、貴重な御意見をいただいております。

また、教育委員会への意見でも、公共交通機関や自転車で登校できるようにしてほしい、荷物が重たいなど、また、教職員に関することとしては、主事、包括支援員を増やしてほしい、また、スクールカウンセラー等相談事業に関することでは、月一回カウンセリングできるようにしてほしい、何か困ったことがあったら、気軽に相談できるような環境をつくってほしいなど、多くの大変貴重な御意見が寄せられました。

また、不登校支援ガイドライン（素案）への御意見としては、子どもの意見を聞いてくれて、自分の意見が言えてよかった。このガイドラインはすばらしいと思う、なぜなら、不登校の人たちも登校できるようにしている姿勢がよく伝わるから、今後も、このような制度を取り込み、すばらしい学校づくりを頑張ってもらいたいなど、貴重な御意見もいただいております。これ以降の保護者からの御意見等につきましては、大変恐れ入りますが、後ほど御覧いただければと思います。

右肩番号、一ページにお戻りください。ガイドライン内容への修正点についてでございます。表を御覧ください。まず、オンライン学習の考え方について記載がなかった御指摘に対しまして、4章、不登校児童・生徒への支援、こちららは本編のページ番号になりますけれども、二九ページ、三一ページ、三六ペ

ージに追加をいたしました。

また、「不登校支援シート」の表現について御意見をいただきました。こちらを「児童生徒理解・支援シート」という名称に変更をいたしました。こちらは、右肩番号の四七、八七ページに掲載してございます。後ほど御参照ください。

また、その他、意見募集以外のガイドライン（素案）修正点といたしまして、不登校児童・生徒数について、令和四年度の最新の数値を追加掲載をしてございます。

続きまして、右肩番号、二ページ目を御覧ください。4の学校、教育委員会への意見についてでございます。児童・生徒からの声や保護者からの貴重な意見を多くいただきましたので、内容別に集約し、整理をした上で、教育委員会各課及び全小・中学校に周知、共有いたしました。今後の改善等に活用していただくようにしてまいりたいと思っております。

5の修正後のガイドライン（案）及び意見募集に関する資料は、以下のとおり添付してございます。別紙1、不登校支援ガイドライン（素案）に関するアンケート調査結果については、先ほど御説明したとおりでございますが、別紙1の資料の中に、実際のアンケート内容についても添付しております。右肩番号、こちらは七ページから九ページまで掲載してございます。後ほど御確認いただければと思います。別紙2の不登校支援ガイドライン（案）の概要につきましては、十一月の御報告の素案から変更はございません。また、別紙3、不登校支援ガイドライン（案）本編につきましては、右肩番号、一ページ、3の(2)先ほどガイドライン内容への修正点について御説明したとおりでございます。

6の今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりとなっております。報告は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(13)学校等における医療的ケア実施ガイドライン（案）について、本件に関して、中塩屋支援教育課長より説明をお願いします。

○中塩屋支援教育課長 学校等における医療的ケア実施ガイドライン（案）について御報告させていただきます。

資料一ページ目、かがみ文の1、主旨でございます。区では、平成三十年度に、医療的な配慮を必要とする児童に試行的に看護師を配置し、その後、学校、幼稚園及び新BOP学童クラブで過ごすことができる体制の整備を進めてきました。これまでの取組みを踏まえ、区立学校等における医療的ケア児支援の取組みの方向性を定め、学校等で医療的ケアを円滑に実施できることを目的にガイドラインの策定を開始し、令和五年八月に素案を取りまとめたところで、この間、医療的ケア児の保護者が属する団体、区立小・中学校、区立幼稚園、学校に勤務する看護師、世田谷区医療的ケア連絡協議会をはじめとする関係団体からいただいた御意見を基に検討を重ね、このたび案を取りまとめたので、御報告するものでございます。

かがみ文、2の策定の背景です。(1)の医療的ケア児をめぐる状況としまして、医療技術の進歩に伴い、在宅の医療的ケア児が増加している中、令和三年九月には、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、学校の設置者や放課後児童健全育成事業を行う者は、法に基づき、医療的ケア児に適切な支援を行うことが責務とされました。

(2)の教育委員会、区の取り組みとして、昨年十二月現在、区立小・中学校

八校、十四名の児童・生徒、幼稚園一園、一名、また、新BOP学童クラブでは、一校一名の児童に看護師を配置し、医療的ケアを実施しております。

(3)の策定の経緯ですが、昨年八月に取りまとめた素案に対し、医療的ケアの関係者、関係団体から御意見をいただき、案を取りまとめたものです。

かがみ文、3のガイドライン（案）についてです。別紙1として四ページ目以降におつけしているもので、学校、幼稚園、新BOP学童クラブにおける医療的ケアの実施について、七章構成で記載をしております。

次ページのがみ文、4の意見聴取の概要について、意見を踏まえた素案からの変更点と併せて御説明していきたいと思しますので、二ページ目のがみ文、4の意見聴取の概要にお進みください。(1)の対象と意見件数ですが、記載の表のとおりで、重複する内容の意見も含め百三十件の意見をいただきました。

(2)の主な意見と素案からの変更点です。昨年八月に取りまとめた素案に対し、いただいた意見を反映させて案としました。そのうち、主な意見とその意見を基に案を変更した箇所を御説明いたします。

主な意見の一つ目は、当事者に選択肢を示していくこと、法律の基本理念にある当事者の意見尊重や家族の負担軽減といったことを盛り込むべきとの意見をいただきました。これに対し、五ページ目の案のはじめにの第四段落に、法律の理念に基づき、医療的ケア児の支援を行う旨を記載しました。また、七ページ目の案の第I章に、1、区の基本的な考え方を設け、区の方針を明確に三点記載しました。

二ページ目にお戻りください。主な意見の二つ目は、医療的ケア児が医療的ケアを必要としない子どもと同等に学ぶことや合理的配慮の必要性について教員に伝え、理解をもらう必要があるとの意見です。これに対し、七ページ目の案の第I章に、2、医療的ケア児への教育的対応の項目を設け、教員に対

し、医療的ケア児の教育における合理的配慮による学びの機会や適切な評価の実施について記載をしました。

主な意見の三つ目は、関係者の役割に関する意見です。素案には、学校薬剤師、学校歯科医に関する記載がございましたが、薬剤師会、歯科医師会からの御意見を踏まえ、今後、御協力いただく可能性を鑑み、一四ページ目の案の第二章の1、関係者の役割に、(11)学校歯科医、(12)学校薬剤師を記載いたしました。

主な意見の四つ目は、ヒヤリ・ハットや事故があった際の対応策について定めてほしいという御意見です。学校医療的ケア看護師が医療的ケアを実施する医療的ケア児については、一人一人の状態に応じた緊急時対応マニュアルを策定し、発生直後の対応については定めておりますが、一八ページ目の案の第二章に、3、ヒヤリハットを含む事故、緊急事態が発生した際の対応を設け、事故後の報告や事故の再発防止に向けた基本的な流れを定め、記載をしました。

主な意見の五つ目は、学校に勤務する看護師を孤立させずに看護師を支える視点の記載が必要との意見につきましては、一一一ページ目の案の第三章に、3、学校医療的ケア看護師を支える体制を設け、看護師を支えるための相談体制について決めました。

主な意見の六つ目は、災害に備え、医療機器用の非常用電源を配備すべきとの意見については、来年度からの配備を想定し、二二ページ目の案の第四章の1、医療的ケアに必要な衛生物品、医療物品、備品のところにある表の実施項目、その他の学校が準備するものとして非常用電源を記載しております。

長くなりましたが、三ページ目にお戻りください。かがみ文、5のガイドラインと他の計画との関係についてですが、ガイドラインは、令和六年度からの世田谷区教育振興基本計画、障害福祉部の（仮称）せたがやインクルージョンプランの計画の推進に向けた具体的な取組みを示すものとなります。

6の人工呼吸器の管理についてですが、人工呼吸器の管理は、個別性の高い高度な医療的ケアであることから、これまで、保護者の方に丁寧な説明の上、学校での待機と医療的ケアの実施を依頼してきたところです。本ガイドラインの策定に合わせ、人工呼吸器の管理を保護者から学校医療的ケア看護師へ段階的に安全に移行するための手順を定めた、学校における人工呼吸器に関するマニュアルを作成しました。三九ページ目以降に別紙2としておつけしているものになります。

四一ページ目の目次にお進みください。本マニュアルは、六章構成となっております。第I章には、人工呼吸器に関する基礎知識、関係者の役割、人工呼吸器の管理を安全に進めるための大切な視点について記載しております。第二章から第四章までは、人工呼吸器の管理を保護者から学校医療的ケア看護師に移行するための手順や、学校における緊急時や災害時への対応について記載しております。第五章から第六章は、様式や参考資料について記載しております。令和六年四月より、保護者に意向を伺い、学校医療的ケア看護師による人工呼吸器の管理を希望した場合には、マニュアルに基づき、安全を最優先に移行を進めてまいります。

三ページ目のがみ文にお戻りください。今後のスケジュールについては、かがみ文7に記載のとおりとなっております。

大変長くなりましたが、報告は以上になります。よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(14) 小学校特別支援学級の開設について、本件に関して、中塩屋支援教育課長より説明をお願いします。

○中塩屋支援教育課長 続きまして、小学校特別支援学級の開設について御報告をさせていただきます。

資料一 ページ目のががみ文、1、主旨でございます。世田谷区立小中学校特別支援学級等整備計画と特別支援学級を希望する児童数の増加に基づき、令和七年度に開設する小学校特別支援学級の対象校について報告するものでございます。

かがみ文、2の令和七年四月開設予定校でございます。(1)の知的障害学級ですが、瀬田小学校と用賀小学校の二校としております。瀬田小学校は、改築に伴う開設となり、近隣の桜町、尾山台、弦巻小学校の知的障害学級の在籍児童数を緩和し、玉川地域における受入れ児童数の増加と通学の負担軽減を図るために、二学級を開設するものでございます。用賀小学校は、近隣の桜町、弦巻小学校の在籍児童数を緩和し、玉川地域における受入れ児童数の増加と通学の負担軽減を図るため、一学級を開設予定としております。

(2)の自閉症・情緒障害学級ですが、玉川小学校、京西小学校の二校としております。玉川地域における受入れ児童数の増加と通学の負担軽減を図るために、各一学級を開設予定としております。

3のその他になります。(1)ですが、整備計画では、瀬田小学校の知的障害学級の開設に伴い、尾山台小学校の知的障害学級を一学級減ずることとしておりますが、来年度の就学相談の状況により判断いたします。

(2)ですが、令和八年度以降の整備につきましては、来年度に行う整備計画の改定に併せて検討をいたします。

今後のスケジュールについては、来月の常任委員会に報告後、記載のとおり、周知をまいります。

別紙として、二ページ目に、小学校の知的障害学級の配置図を、三ページ目に、自閉症・情緒障害学級の配置図をお示ししております。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(15)各課行事予定について、本件に関して、井上教育総務課長より説明をお願いします。

○井上教育総務課長 それでは、令和六年二月の各課行事予定につきまして御報告させていただきます。

教育委員会定例会の予定でございますが、二月九日に第三回定例会、同二十七日に第四回の定例会を予定してございます。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしてございます。後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 (16)その他の連絡事項等はございませんか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 本日は資料配付が三件ございますので、御覧になっておいてください。

今回の教育委員会は二月九日金曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和六年第二回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時十一分閉会